

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 平成18年度の業務実績の評価結果

平成19年8月28日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成18年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に新たに発足した研究所である。今年度の当研究所の業務実績の評価は、研究所発足後の初めての評価であり、発足に併せて厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～22年度）の初年度における達成度について評価を行うものである。

独立行政法人については、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上を図ることにより、国民の求める成果を得ることが共通の課題であるが、当研究所の中期目標期間における初年度の業務においては、地理的に離れた2つの研究所を組織的、業務的に統合し、統合による効果が得られる効率的な運営体制を構築するということが一つの重要な課題であった。

これらの点を踏まえ、当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成18年度業務実績全般の評価

平成18年度は2つの研究所の統合後の初年度であることから、理事長を中心に総務及び研究企画部門を一本化したこと、全体を大きく3つの研究領域に分けて研究を推進する体制を構築したこと、研究の実施状況を把握し管理するため、様々な打合せ会議の場を設け、個人の研究業績を評価し、評価結果に基づいて研究費配分を行う仕組みを構築したことなど、統合に向けて精力的に多くの取組みが行われたことは評価できる。今後、これらの取組みの効果を見極める必要があるが、さらなる統合の推進を図っていくことが望まれる。

また、研究所は、労働者の安全及び健康の確保に資する調査研究や労働災害の原因の調査といった公平性・中立性の求められる重要な業務を担っており、調査研究については、行政のニーズ、社会的ニーズの把握に積極的に努め、研究成果はJIS、ISO等の基準や行政通達等に反映されるなど、多くの社会的貢献を行っている。さらに、統合による効果として、過労運転、腰痛など安全分野と衛生分野が協力することでより高い成果が期待される分野において学際的研究を推進するための体制を構築するなどの取組みも評価できる。論文・学会発表等について、論文発表数が大幅に増加し、原著論文の8割が国際学会誌に掲載されたほか、研究所発行の国際学術誌への欧米からの投稿論文が増加し、インパクトファクターが上昇するなど海外からの評価も高まっている。

これらを踏まえると、平成18年度の業務実績については、2つの研究所の有機的な統合に向けて具体的な実績を上げたこと、研究成果が国の基準に反映

されるなど多くの社会的貢献を行ったことなどから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。なお、今後も引き続き、組織的、業務的な統合をより一層推進することと、産業安全分野及び労働衛生分野の研究領域の学際的研究による成果をあげることに留意するよう期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、平成18年度から労働安全衛生総合研究所として発足したことに伴い、総務部及び研究企画調整部を理事長直属部門とすることにより、両組織の一体的な業務運営体制を構築した。また、新たな研究所が研究対象とする安全、健康、環境の3研究領域ごとに領域長を設定し、研究業務の効率化、領域間の学際的な研究を推進するシステムを構築するなどの工夫をしており、統合効果を得つつ効率化を図っていることは評価できる。今後も、さらなる統合の推進を期待するとともに、統合に向けた取組みの効果について見極めたい。

また、理事長をトップとする運営会議をはじめとして、様々なレベルで打合せ会議を設けることにより、研究の実施状況を把握し、改善を進めるとともに、研究職員の個人業績評価を行い、その結果を研究費配分に反映させる仕組みを構築するなど、内部進行管理の充実を図るための取組みを進めていることは評価できる。しかしながら、個人業績評価の実施方法が清瀬地区と川崎地区で異なっていることから、今後、地区間の一元化に取り組む必要がある。

経費削減や施設・設備の効率的利用については、研究時期の調整、昼間消灯、ペーパーレス化等による光熱水料の削減、研究施設・設備の利用状況調査とその結果に基づく利用計画の見直しによる維持コストの削減を実現しており、評価できる。一方、提携業務の外部委託、間接業務の検証が求められる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①労働現場等のニーズを踏まえた業務運営及び調査研究について

シンポジウム、情報交換会、学会等を通じて経営者団体、労働組合、行政、学識経験者、業界団体等から積極的に情報収集を行い、研究ニーズを把握していることは評価できる。今後は、研究テーマへの反映方法について工夫する必要がある。

プロジェクト研究については、国の計画等を踏まえて課題を設定し、社会ニーズ及び到達目標を明確にした上で内部評価及び外部評価を行うとともに

に、評価結果を研究費配分に反映させるなどの工夫を行っており、また、研究成果は行政の通達やJ I Sの改定に活用されており、評価できる。

基盤的研究については、成果がプロジェクト研究やI S O規格の改定に活用されるなど成果をあげている。

②学際的な研究の実施、研究項目の重点化及び研究の評価について

学際的な研究の推進については、過労運転、腰痛、G H Sなどの課題に対して、産業安全と労働衛生の両分野の研究者が共同で取り組んでおり、評価できる。今後、統合による具体的な効果として、これらの研究の成果が得られることが期待される。

研究項目の重点化については、プロジェクト研究への重点化を図り、基盤的研究を精査することにより課題数を約3割削減するなど成果をあげている。

研究評価については、それぞれの地区ごとの内部評価及び安全・衛生両分野の外部専門家によるプロジェクト研究に関する事前・中間・事後の評価を行い、その結果に基づいて研究計画の見直しや研究予算配分への反映を行っており、一定の評価はできるが、内部評価が地区間で統一されていないことから、統一化を図る必要がある。

③成果の積極的な普及・活用について

多くの研究職員が国内外の基準制定・改定に関わる検討会等の委員となっており、自動回転ドアの安全性、振動工具の測定方法、石綿関連疾患の認定基準など社会的ニーズの高い分野において、研究成果がJ I S、I S O、労災認定基準、行政通達等に活かされており、その社会的貢献度は極めて高いと評価できる。

また、研究成果の国内外への普及については、論文発表数が年度計画を大幅に上回っており、原著論文の8割が国際学会誌に掲載されるとともに、国内外の専門家を招いた講演会、シンポジウム、セミナー等を多数開催し情報交流に努めており、高く評価できる。

特許については新たに7件の査定を受け、うち2件が登録手続きに入っており一定の評価はできるが、なお一層の努力が期待される。

④労働災害の原因の調査等について

災害調査業務をより組織的に管理するため、労働災害調査分析センターを設置し、新たに37件の災害調査等を実施したが、労働災害の防止のための具体的成果として、ゴンドラ折損災害の原因究明、港湾荷揚げ作業におけるカビ毒ばく露の定量評価等、行政に対して積極的に貢献しており、その活動と実績は高く評価できる。

⑤外部機関との協力について

研究所が発行する国際学術誌である「Industrial Health」については、掲載論文数が増え、そのうち特に欧米からの投稿の増加が顕著であり、インパ

クトファクターも大幅に上昇するなど、海外からも高い評価を受けている。また、同学術誌の発行回数を増やすとともに、安全と衛生の両分野にまたがった和文学術誌の発行にも取り組むこととされているが、その成果が期待される。

若手研究者の育成として、新たに4つの大学と連携大学院協定を締結し、研究職員が同大学の若手研究者の育成に携わっているほか、多くの若手研究者を研修員として受け入れており、評価できる。今後、この人的交流が研究所の発展につながることが期待される。

また、WHO労働衛生協力センターとして再指定を受けるとともに、米国立労働安全衛生研究所（NIOSH）を始めとする多くの海外研究機関と共同研究を進めるなど、国際的な協力を積極的に推進しており、評価できる。

（３）財務内容の改善等について

①運営費交付金以外の収入について

競争的資金に積極的に応募し、合計30件、約1億円以上の研究資金を獲得したほか、受託研究を11件獲得しており、その取組みは評価できる。

②経費の節減について

光熱水料の削減、研究施設・設備の維持コストの削減、人件費の削減など経費の節減に努めており、その結果予算額を下回る執行を確保しており、評価できる。今後は、統合効果をさらに発揮し、一層の効率化を達成することが期待される。

③人事計画について

研究員の確保については、公募により高い研究業績を有する若手研究員を採用するなど努力が見られるが、年齢の高い研究職員が多いので、計画的かつ効率的な人事計画を進めていく必要がある。

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績
第 2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。 ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。 エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。 オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。 イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。 ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。 エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。 オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。	第 1 業務運営の効率化に関する措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制と業務方法をより柔軟なものとするための方策を検討し、中期計画の遂行状況をふまえて適宜実現と見直しを図る。 イ 労働安全と労働衛生研究管理の一元化 企画調整業務、国際情報・研究振興業務で産業安全及び労働衛生研究の一元化を図る。このため、中期目標期間の初年度で共通業務を整理する。 ウ 人材の登用 研究員の採用は、原則として公募による選考と産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付の任用に努める。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 総務部門の業務の一元化を進め効率化する。会計処理等の一元化システムを導入し、定型業務外部委託を進める。 オ 業務・システムの効率化 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、異なった様式を用いていた両研究所の文書フォーマットの統一化を進める。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づいて平成18年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、インターネット及び官報により公表した。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ・新研究所の発足に当たり、旧産業安全研究所及び旧産業医学総合研究所(以下「旧2研究所」という)の間で協議を行い、統合に向けた基本方針を定めた。 ・総務部と研究企画調整部を理事長直属部門として、理事長の業務運営方針が直接実施に移されるようにした。 ＜添付資料1 組織図＞ ・川崎地区では中期計画の24の評価項目に加えて、関連する15項目の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、業務担当者として部長を含む多くの職員を適材適所に配置した業務運営体制を整備した。また、旧2研究所のスムーズな統合を進めるために、清瀬地区においても同様の体制を構築するよう検討を進めた。 ・研究グループ当たりの研究職員数が多い川崎地区では、研究管理・支援体制を充実させるため、部長補佐(以下「補佐」という。)制度を新たに創設した。また、各研究グループを新研究所がカバーする安全、健康、環境の三つの研究領域に区分し、各研究領域に研究領域長を置き、各研究領域内での効率的な研究業務の実施と領域間の学際的な研究を推進するシステムを構築した。これにより総合的な労働安全衛生研究を実施できる組織体制を構築した。 ・プロジェクト研究の12課題中10課題を、各研究グループの体制にとらわれない柔軟で効率的な研究チームを組織することにより実施した。同様に、研究所の研究員が代表者として獲得した文部科学省、厚生労働省の競争的資金等の20課題中14課題の研究を研究グループ外あるいは所外の研究者と実施した。 ＜添付資料2 プロジェクト研究課題等一覧＞ イ 労働安全と労働衛生研究管理の一元化 ・旧2研究所における総務業務と研究管理業務それぞれを比較検討し、新たに「理事長打ち合わせ会議」(全25回開催)と「運営会議」(同11回)を立ち上げるなど、理事長の主導のもと、研究管理業務の一元化を進めた。 ・研究企画調整部においては清瀬、川崎両地区の合同部会を開いて統一化のための問題点を整理、検討、順次業務統合を開始した。労働災害調査分析センター(以下「労災調査センター」という。)および国際情報・労働衛生研究振興センター(以下「国際・研究振興センター」という。)でも同様の作業を開始した。 ・所内規程の統合を進めるとともに、本部機能の統合に向けた検討を開始した。 ウ 人材の登用 ・公募による選考により、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員を採用した。平成17年度に19名の応募者の中から採用を内定した若手任期付研究員2名を平成18年4月1日付で採用した。平成18年度の研究員公募については、ホームページへの掲載、大学への周知依頼、研究者人材データベース(JREC-IN)への登録などの方法により広く周知を行った。それにより、若手任期付研究員として、17名の応募者の中からの平成18年10月1日付で1名を、平成19年1月1日付で2名を採用し、平成19年4月1日付で2名を採用することを決定した。 ・平成18年度末に任期が終了する任期付き研究員3名について書類選考と面接試験を行い、平成19年4月1日付で任期を付さない研究員として採用することを決定した。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 ・総務部長は清瀬地区のみならず川崎地区の総務部業務を総括し、同様に総務課長は川崎地区のみならず清瀬地区の総務課業務も総括する業務体制へと業務部門の一元化を進めた。 ・会計にかかわるコンピュータシステムの一元化を図った。さらに支払い業務を清瀬地区に集約化することにより効率化を図り、総務部門の職員を統合前よりも1名削減した。 オ 業務・システムの効率化 ・研究部門と総務部門の業務統合と効率化をはかる目的で新研究所の決裁方式を以下のように改めた。 1) 理事長決裁文書は、総務部長または研究企画調整部部长(以下「研究企画調整部長」という。)経由のみに限定した。 2) 理事長決裁文書は、事前に全2名の理事が決裁することとした。

			3) 理事長決裁用以外の文書の最終決裁者は、総務部長、研究企画調整部長、または2 研究所長の4 名に限定した。 ・また、決裁文書の整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を検討し、一部の業務についてはモデルシステムを開発し、試行を行ってシステムの有効性を検討した。				
評価の視点		自己評定	S		評 定	A	
○ 研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。 ○ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。 ○ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。 ○ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。 ○ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。		(理由及び特記事項) ○ 総務部及び研究企画調整部を理事長直属部門とするとともに、3部門の研究領域長を設定して、各研究領域内での効率的な研究業務の実施と領域間の学際的な研究を推進するシステムを構築し、総合的な労働安全衛生研究を実施できる組織体制とした。 ○ 旧 2 研究所の一元化を推進するため、理事長打合せ会議(ほぼ毎週会合)と月例の運営会議を立ち上げて、理事長の意向が2 地域の各職制に直接かつ迅速に伝わるようにした。同時に理事長に2 地域の状況が効率的に報告されるシステムとした。 ○ 労災調査センター及び国際・研究振興センターの各センターに両地区の研究職員を割り当て、それぞれ安全と衛生のセンター業務の一体的な運営を図った。 ○ 研究者の求人情報サイトとして広く利用されている科学技術振興機構(JST)の研究者人材データベースへの登録等により、広く研究員公募について周知した結果、平成18年度の若手任期付研究員の応募は17 名であり、うち3 名を平成 18 年度に採用し、2 名を平成 19 年 4 月 1 日付で採用することとした。 ○ 間接部門の合理化の一環として支払い業務を清瀬地区に集約し、1 名の減員を図った。 ○ 決裁方式を簡素化し、旧 2 研究所の決裁を一元化するとともに、決裁文書の整理等が可能となる電子化・データベース化のモデルシステムの開発と試行を行った。			(理由及び特記事項) ・統合下での適切な対応がされていると判断する。 ・一体化に伴う組織・運営の効率化に努めている点は評価できる。 ・研究チーム、組織、ミーティングなど、これまで安全と健康と2分されていた研究所の統合への努力が評価できる。労働衛生3管理と安全との研究上での楔型の統合の可能性・有効性などさらなる統合達成を期待する。 ・平成18年度は準備期間といえる。平成19年度からの本格化を期待する。 ・統合による複雑な組織をそれなりに機能的、効率的にしたは評価できる。 ・旧2研究所の統合に向けた作業が意欲的に進められたが、その革新性と有効性を示す成果はまだあまり見られない。真に統合された研究所になるためには、さらなる大胆な改革を行う余地があると考えられる。 ・新設された3領域の特性を活かした組織体制作りに工夫しているが、安全と産業医学の統合された特徴が明確に打ち出されると統合された有意義性が活かされると考える。 ・理事長のリーダーシップの色彩が濃く、改革が進んでいることは理解できる。効果はこれから期待する。 ・将来的な方向性の中で研究企画調整部と総務部を理事長直属とした点は評価される。研究領域長の新設も妥当と考えるが、研究所長の位置付け、役割が不明である。 ・研究所の統合による新組織の運営として十分な効果をあげている。今後、この組織の点検・評価を行っていくことが大事である。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績		
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。		(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。		(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 研究管理システムの一元化のため、初年度は両研究所の研究管理システムの長所短所を比較検討し、可能な項目から統一化を図る。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 両研究所の評価システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究職員の業績評価 両研究所の内部評価委員会の個人評価システム等を比較検討して、研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切に評価する。		(2)内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し ・旧2研究所の研究管理システムの相互理解を深めるため、年度当初から、研究企画調整部長／首席、労災調査センターセンター長(以下「労災調査センター長」という。)、国際・研究振興センターセンター長(以下「国際・研究振興センター長」という。)、及び3研究領域長が運営会議で協議する仕組みを作り、毎月協議を実施した。 ・同様に、旧2研究所の研究グループ部長(以下「研究グループ長」という。)及び業務責任者レベルの協議を進めるシステムを検討し、次年度冒頭から実施することとした。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 ・各研究グループ会議における研究進捗状況の報告、プロジェクト研究責任者及び研究グループ長による研究進捗状況の業務管理会議への報告、3研究領域長による研究進捗状況の運営会議への報告等により、研究実施状況を把握し、研究及び業務の推進を図った。 ・内部評価会議等において労働災害の原因の調査(以下「災害調査」という。)等の進捗状況の報告を求め、その進行管理を行い、平成18年度に依頼のあった災害調査12件のうち、9件について厚生労働省等へ報告を行った。 ウ 研究職員の業績評価 ・清瀬地区では、研究職員個人の研究業務と研究外業務について、自己評価、研究グループ長による評価、及び役員による評価の3段階評価を実施し、評価結果に基づいて優秀研究者表彰を行った。 ・川崎地区では、研究職員個人の研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／研究グループ首席に室長、補佐を評価担当者に加えた第1段階評価、領域長による第2段階評価、所長による第3段階評価の3段階評価制度を導入した。また平成19年1月以降、テクニカル・ミーティング(所内研究集会)における個人業績評価を導入した。さらに、これらの評価結果を次年度研究費(基盤的研究予算等)の配分に反映させる仕組みを作った。 ・旧2研究所の個人評価システム方法を比較して、①研究業績、②対外貢献(行政貢献他)、③所内貢献、及び④独法貢献を公正かつ適正に評価できる統一した評価システムの検討を進めた。		
評価の視点		自己評定		S		評 定		
○ 研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。 ○ 業務の進行状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。 ○ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組が整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 ○ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。 ○ 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。		(理由及び特記事項) ○ 旧2研究所の研究管理システムの相互理解を深め、さらに統合を図るために、年度当初から「運営会議」を立ち上げ、2センター及び3研究領域レベルでの業務分掌を統一した。 ○ 研究グループ毎の部会と月例の業務管理会議において毎月研究実施状況とそれに対する改善策の発表を求め、それを受けて理事長から指示を出すことによって、研究業務の改善を促す仕組みを作り出した。 ○ 個人業績評価について、両地区において、それぞれ三段階評価を行ったほか、川崎地区においては、月例のテクニカルミーティング(所内研究集会)を個人業績評価に含める仕組みを平成19年1月から導入した。 ○ 理事長打ち合わせ会議、運営会議、業務管理会議などの運営改革を、理事長のリーダーシップにより実現させた。				A (理由及び特記事項) ・適切な内部進行管理が行われている。 ・研究業務の評価を具体的に発展させている。 ・統合後の運営管理体制構築に向けての努力は評価できる。 ・当面は各種会議の必要性は認めるが、軌道に乗るにつれて整理の必要があるのではないか。 ・新しい研究管理システムの運用にあたり、若手研究者の把握への努力が十分とは言えない。 ・研究職員の業績評価に力を入れている点は高く評価できるが、地区間の交流も含めた一元化が必要である。 ・理事長のリーダーシップは当然として、研究グループからの一層のボトムアップを期待する。 ・運営会議の立ち上げ等、戦略的な研究体制への基盤が進んでいる点を評価する。 ・理事長のリーダーシップを認める。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績		
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15％、事業費(退職手当を除く。)について5％に相当する額を節減すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。		(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。 エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15％に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5％に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5％以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。		(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 省資源・省エネルギーの推進、IT技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化、研究部門の見直しを行い、経費の節減を図る。 イ 競争的研究資金、受託研究の獲得 関係省庁、公益団体、企業等の競争的資金、受託研究等を獲得するために積極的に応募する。 ウ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入確保に努める。 エ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し、業務運営を行う。 オ 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを適宜行う。	(3)業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 ・維持費のかかる実験室に関しては、利用状況を考慮して今後の方針を検討した。この結果、低温実験室の使用に供しない期間の維持温度を上げるなど見直しを行った。 ・昨年度に引き続き一般競争入札の徹底を図ることにより経費の削減に努めた(平成17年度28件、平成18年度55件)。 ・研究職員が行う実験研究の実施時期を調整して光熱水使用量の分散化を図ると共に、昼間消灯や夏期の軽装励行等を実施し省エネにより経費節減に努めた。 イ 競争的研究資金、受託研究の獲得 ・国及びその他の団体等からの競争的資金に積極的に応募するとともに受託研究の獲得に努めた。平成18年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は、文部科学省(科学研究費補助金基盤B、C、若手研究B及び特別研究員奨励費)、厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金)、民間(受託研究)等からの合計31課題であった。 ＜添付資料3 外部研究資金の導入＞ ウ 自己収入の確保 ・研究所資産貸付規程に基づき、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行った。その結果、平成18年度は天井クレーン等3件の施設貸与を行った。 ＜添付資料4 研究施設・設備の外部貸与公告＞ エ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算の作成と業務運営 ・平成18年度については、中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、効率的な執行を図り、経費節減に努めた結果、計画の範囲内で予算の執行ができた オ 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員給与の適宜見直し ・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の俸給月額引き下げに準じて改正を行った。その他、昇給時期の統一、特別昇給と普通昇給の統合、55歳昇給停止制度の廃止など新昇給制度の導入を行った。調整手当に替えて地域手当の新設及び手当率の変更を行った。		
評価の視点		自己評定	A		評 定	A	
○ 省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。 ○ 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。 ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。 ○ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。 ○ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。		(理由及び特記事項) ○ 研究職員の実験研究の時期を調整し、光熱水量の分散化を図った。また、昼間消灯、夏期の軽装励行等を実施し省エネルギー化を図った。さらに、電子メール、イントラネットの有効活用等により、ペーパーレス化の推進を図り省資源化に取り組んだ。 ○ 維持費のかかる高感度分析施設と低温実験室の利用状況のほか研究内容と研究実績を検討し、両施設の運用見直しを決定した。 ○ 旧2研究所間で打合せを行う際には、所内LANを活用し、メールにて意見交換・意思疎通を図り、資料についても電子媒体でメール送付することで、職員が旧2研究所間を移動する時間・交通費及び郵送経費等の節約を図った。また、昨年度に引き続き調査研究に係るデータの入力・整理や動物実験に伴う飼育管理業務、Industrial Health誌の編集事務作業等を外部へ委託した。 ○ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算の執行を行った。 ○ 光熱水料の経年比較により削減効果が確認されている。 ○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、新昇給制度の導入等適切に行った。			(理由及び特記事項) ・経費節減のための努力を評価する。 ・経費節減に努め、成果もあげている。 ・随所で努力していることはうかがわれる。 ・計画通りの結果といえる。 ・電気代等、努力のあとがうかがえる。 ・中期計画に概ね合致している。提携業務の外部委託、間接業務の合理化の検証が求められる。 ・業務運営の効率化に伴う経費削減の方策と実績は具体的で評価できる。 ・着実な改善が見られる(平成17年度より経費節減実績があり、かつ平成13年度から連続して削減されていることは評価できる。) ・業務運営の効率化の努力を評価する。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。		2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設，研究室の使用状況を把握し，効率的な利用を進める。 イ 大学，産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより，研究施設・設備の共同利用，有償貸与を進める。		2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 研究施設，研究室及び執務室の使用状況を定期的に把握し利用方法を改善する。このため両研究所の利用状況を比較検討して適宜中期計画の目的と個人業績に見合った再配置を図る。また，新規採用研究職員の執務室と研究室の配置に留意し，諸業務の円滑な開始を図る。 イ 研究施設・設備の共同利用，有償貸与ホームページや広報誌への掲載，講演会における宣伝，共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を進める。		2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 ・研究施設，研究室の効率的な利用を促進する観点から，機器等の使用状況，コスト，及びそれに見合う成果について検討を行い，高感度分析施設，低温実験施設，実験室等について，運用計画や利用方法の見直し等の改善を図った。 ・その他，施設管理担当者による定期的な施設の利用状況のモニタリングを行った。 イ 研究施設・設備の共同利用，有償貸与 ・研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため，貸与設備のリストの見直しを行うとともに，貸与料金の適正化等を含めた貸与規程の統一化の検討を行った。 ・共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開した。また，各種講演会・交流会等で積極的に広報し 14 課題の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限る。以下同じ。)を実施して施設の共同利用を進めたほか，平成 18 年度には 3 件の施設の有償貸与を行った。 ＜添付資料4 研究施設・設備の外部貸与公告＞	
評価の視点		自己評定		A		評 定	
○ 研究所の施設・設備の活用状況を把握し，効率的に利用するための仕組みを整備しているか。 ○ 他の研究機関，企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。		(理由及び特記事項) ○ 施設管理業務責任者による研究施設，研究室の利用状況の把握と定期的なモニタリングを行った。この結果は月例の業務管理会議と運営会議に報告され，全所的な改善策が検討された。 ○ この結果，高感度分析施設の使用計画の変更を決定したほか，低温実験施設の利用方法を再検討し，維持コストの削減を図った。同様に，研究責任者が退職したあと研究成果の見込みが激減した病理実験室の使用計画変更の検討を慎重に開始した。 ○ 研究施設・設備貸与の促進のため，貸与料金の適正化等を含めた所内規程及び貸与施設リストの見直しを検討した。		(理由及び特記事項) ・ ほぼ計画通りと考えられる。 ・ 施設使用計画の変更を開始したことは評価できる。実績に期待する。 ・ 実験装置等の稼働率等のチェック及び有効活用への取組が開始された。 ・ 検討課題はないが、実績がみえない。 ・ よく努力している。 ・ 研究施設・設備の効率的な利用について検討が進んだ。 ・ 計画以上の水準にあり、かつ、さらなる改善が見られる点は評価できる。 ・ 研究施設・設備貸与については、より、積極的な情報発信をすることが大事だと考える。			

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績
第3 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。 イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働衛生重点研究推進協議会」と協議会シンポジウム、重点研究課題の研究者登録、論文調査等を引続き運営実施するほか、業界団体や第一線の安全管理者等を対象とした産業安全に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。このほか「客員研究員研究会」や産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を定期的で開催し労働現場とその研究ニーズの情報交換を進める。 イ 行政ニーズの把握と業務への反映 厚生労働省労働安全衛生部の部議、同部との定期的な情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。 ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 ・研究所が事務局として主宰する「労働衛生重点研究推進協議会」を平成18年7月と平成19年3月に開催し、経営者団体、労働組合、職場の衛生管理者、関係調査研究機関、大学、行政等、幅広い分野の代表者から労働現場のニーズを把握し、当研究所を含む国内の研究推進をはかるための協議を行った。 ＜添付資料5 協議会第3年次(平成18年度)事業概要＞ ・同様に、この協議会主催の公開シンポジウムを平成18年11月に開催し、講演とパネルディスカッションにより国内の代表的な研究者、及び産業界／労働組合／学識経験者／行政を代表する専門家から最先端の現場ニーズの把握に努めた。参加者193名。 ＜添付資料6 シンポジウム抄録集＞ ・「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した21世紀初頭10年間に実施すべき労働衛生の18優先研究課題に関する研究課題登録を引き続き行った。また、協議会の事業内容を広めるためのパンフレットを日本産業衛生学会、日本経団連委員会及び全国産業安全衛生大会等で配布した。 ・日本化学工業協会との情報交換会を平成18年11月に実施し、産業現場第一線からの労働安全衛生研究に向けた要望等を聴取し、意見交換を行った。それに基づき、今後の研究所の活動に活かすため、報告書に取りまとめた。 ・毎年定例の客員研究員交流会を開催し、企業の産業医や労働衛生工学の専門家等を交えて、労働現場でニーズの高い労働衛生の課題について意見交換し、今後の共同研究の可能性について検討した。 ＜添付資料7 客員研究員交流会開催案内＞ ・継続中のプロジェクト研究「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」に関して進行管理のため現場の専門家による検討委員会(鋼製橋桁架設時における安全性検討委員会)を開催し、現場の要望の把握に努めた。 ・産業医科大学産業生態科学研究所との交流会を開催し、産業現場との連携による研究活動に係る情報を得た。 ・平成19年度開始予定のプロジェクト研究「高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究」に関する検討委員会を大学及び民間会社から有識者計4名を招いて開催し、研究の方向性につきアドバイスを受けるとともに、研究計画に反映させた。 ・外部からの問い合わせに対する窓口の一元化等、相談体制の組織化・効率化を図った。その結果、ホームページを通じての問い合わせ約 190 件、電話による問い合わせは約 130 件寄せられた。 イ 行政ニーズの把握と業務への反映 ・厚生労働省労働基準局安全衛生部の会議に理事長が全 10 回出席し、研究所における業務の進捗状況を報告するとともに、行政ニーズと労働現場の状況を把握した。 ・行政からの調査研究要望に基づいて平成 19 年度の研究計画を策定するとともに、厚生労働省関係各課との種々の手法による随時かつ緊密な情報交換・連絡・協議を行い、行政ニーズが高く緊急性のある調査研究として、「ITを活用した新たな安全衛生管理手法の開発」、「トウモロコシ荷揚げ作業のアフラトキシンばく露調査」等を実施した。(なおこれらの内「トウモロコシ荷揚げ作業のアフラトキシンばく露調査」の結果は平成 19 年 5 月の厚生労働省化学物質対策課の行政通達に反映された。) ＜添付資料8 厚労省調査研究要望一覧＞ ・厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び化学物質対策課と、研究所の3研究グループ(建設安全、機械システム安全、電気安全の各研究グループ)が小ミーティングを開き、行政施策・研究内容に関する情報交換を行った。 ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ＜添付資料9 役職員の委員派遣等一覧＞

評価の視点	自己評定	S	評 定	A
- 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 - 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 - 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。	(理由及び特記事項) - 労働衛生重点研究推進協議会の年2回の会合、シンポジウム、及びパネルディスカッションにより国内の経営者団体、労働組合、行政、及び学識経験者の代表者からそれぞれの領域における労働現場の調査・研究ニーズを把握した。 - そのほか日本化学工業協会、客員研究員(企業の産業医、衛生管理者)、産医大等との情報交換会を開催して、研究ニーズを把握し、共同研究の可能性を検討すること等により調査研究業務に反映させた。 - 厚生労働省労働基準局安全衛生部の定例会議に研究所理事長が出席して、研究所の調査研究状況を報告すると共に行政施策への調査研究要望を把握した。また研究企画調整部や研究グループが同部各課との情報交換会等を通じて行政ニーズを把握し、19年度研究計画を策定するなどにより調査研究業務に反映させた。 - 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に研究職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 - 外部からの問い合わせに対する体制を一元化し、国際情報・研究振興センターを中核とする組織的な対応を可能とした。		(理由及び特記事項) - 現場のニーズ把握に対して適切な努力がされている。 - センターを中核とする組織的対応は評価できる。 - 幅広く取り組んでいるが、掘り下げて有効に活用するにはイベントが多すぎないか。すべてを毎年開催する必要があるのか、疑問である。 - 協議会の活性化が望まれる。 - シンポジウム等の参加者の増大や研究交流会、情報交換会によるニーズ把握が、研究計画への反映や行政ニーズとの統合を図るなどが明確にできるとよい。 - 多様なニーズの把握に努めていることは認められるが、その結果、研究テーマにどう結びついているのかよく理解できない。 - 外部組織との研究交流も活発で、ニーズの把握に努めている。また、研究者の参加も評価できる。これらの実績は、計画を大幅に超える水準にあると判断する。 - 研究ニーズを把握し、それをどのように研究員に対して反映させたかについて不明である。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 (1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾患に関する研究	2 調査研究業務の重点的实施 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。 (1)プロジェクト研究 中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。 なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。 ＜平成18年度に実施しない課題は記載略＞ ア 労働者の健康、疾病と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 (ア)情報化技術を援用した中小規模掘削工事の安全化(継続課題) 中小規模掘削工事中の土砂崩壊による災害の防止を目的として、情報化技術等を援用した土砂崩壊検知システムの開発等を行うとともに、安全施工方法の提言を行う。 (イ)橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発(継続課題) 橋梁建設工事における架設中の災害防止に資するため、架設工事で使用される建設機材の構造要件等を明らかにし、崩壊・倒壊に関する危険性評価手法の開発を行う。 (エ)液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止(継続課題) 静電塗装等の液体噴霧プロセスにおける静電気による爆発・火災災害防止技術を確立するため、噴霧に伴う放電現象の解明、コンピュータシミュレーションによる安全評価技術の開発を行う。 (カ)人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究(継続課題) 人間と機械が共存して作業を行うシステムの機械災害防止のため、これらのシステムへの適用を目的とした本質的安全技術を開発し、安全な設備や作業のあり方を提案する。 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 (ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の実行上の問題点を明らかにし、その解決策を提言する。 (エ)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究(継続課題) 腰痛等を主とした筋骨格系疾患を予防するために、障害発生機序に関する研究成果から身体の負担を軽減するための介護機器を製作するとともに、腰痛防止マニュアルを作成する。 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 (ア)過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 長時間労働や強度の仕事ストレスによる蓄積疲労をチェックするための、簡便で信頼性の高い蓄積疲労評価手法を開発するとともに、蓄積疲労の効果的な予防策を提案する。 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾患に関する研究 (ア)石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 石綿のばく露経路やリスクを分析・検討し、従事期間及び従事時期等の情報からばく露量を推定できるデータベースを作成し、石綿関連がん(肺がん、中皮腫)の発症リスクをシミュレーションする。 (エ)作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究(継続課題) 作業環境中の有害因子に対する感受性の個人差に関し、差異に関わる遺伝的素因等を明らかにし、感受性の幅を配慮した規制値の設定に活用できるデータを集積する。 (カ)有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理(継続課題) 化学物質、紫外線等の物理的因子に係る有害要因の低レベルばく露について、生殖系や眼などへの影響を明らかにする。 (キ)職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス(継続課題)	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 当該年度においては、中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施し、更に適切な中間評価と事後評価を行う。また次年度に開始予定の研究課題に対する事前評価を実施する。 (1) プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究と競争的資金を獲得して行う研究を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。 ア プロジェクト研究 別紙1に示す12課題を実施する。 イ 競争的資金による研究 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金による研究を実施する。	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 (1) プロジェクト研究 ・中期計画及び平成18年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究の12課題を実施した。 ・これらの内、川崎地区(労働衛生研究課題)では、各課題に対し研究所の内部評価／外部評価委員会規程に則り、外部評価委員、研究所長／研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐が5段階評価法による事前、中間、及び事後評価を実施した。さらにこれらの評価結果を次年度の研究費の配分額に反映させた。 ・清瀬地区(産業安全研究課題)においても、内部評価会議(研究所長／研究企画調整部首席／労災調査センター長／研究グループ長)での5段階評価法による評価と外部有識者から構成される外部評価会議で事前、中間、及び事後評価を実施し、これらの評価結果を次年度の研究費の配分額に反映させた。 ア 情報化施工技術を援用した中小規模掘削工事の安全化〔最終年度〕 イ 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 ウ 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 エ 人間・機械協調型作業システムの基礎的安全制御技術に関する研究〔最終年度〕 オ 災害多発分野にけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究〔初年度〕 カ 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究〔最終年度〕 キ 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究〔初年度〕 ク 石綿の職業ばく露経路及びそのリスクに関する研究〔初年度〕 ケ 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究 コ 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 サ 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス シ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究〔初年度〕 ・競争的研究資金による研究(厚生労働科学研究費、文部科学省科学研究費等)を20件実施した。 ・上記エ及びオの「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全制御技術に関する研究」及び「災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究」の成果の一部は「機械の包括的安全基準に関する指針(厚生労働省通達)」改正に向けての原案作成に反映された。 ・また、上記シの「労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究」の成果の一部は、JIS T8114 (防振手袋)の改定案への防振手袋振動軽減効果測定装置の導入を実現させるための基礎データとして活用された。 ＜添付資料10 プロジェクト研究と基盤的研究の概要＞

		職業病，作業関連疾患について，疾患サーベイランスシステムを構築し，その有効性を検証する。 (ク)労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 有害物理因子にかかわる評価基準や保護具の使用基準を提言する。				
評価の視点		自己評定	S		評 定	A
○ 行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で，適切な対応を行っているか。 ○ プロジェクト研究について，研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 ○ プロジェクト研究について，重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 ○ 各研究課題について適切な研究計画が作成され，実施されているか。また，必要に応じ，研究計画の見直しが適切に行われているか。 ○ 研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については，その観点からの成果が示されているか。 ○ 効率的な研究への取り組みがなされているか。		(理由及び特記事項) ○ 内部評価と外部評価により研究目的，研究事項，到達目標を明確に記載した研究計画書に対し，事前及び中間評価により行政ニーズ，社会的ニーズ，及び到達目標を明確にした評価を実施し，評価結果を踏まえて研究資金の配分見直しを行うなど，ニーズに応じた資源配分を行った。 ○ プロジェクト研究は国の労働災害防止計画，科学技術基本計画等を踏まえて策定した12課題の研究であり，運営費交付金により実施した。 ○ これらの研究に対しては，評価結果を次年度の研究費配分に反映させた。 ○ 運営費交付金とは別に研究職員が競争的研究資金を獲得して20件の研究を実施した。 ○ 「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」に関しては，現場ニーズを的確に反映するために，現場の専門家による検討委員会を開催した。 ○ 研究の成果は，特別研究報告(SRR),論文発表，学会発表等により所外に報告した。中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については，その進捗状況及び今後の研究計画について内部評価会議により示唆を受けながら，成果を示すべく進めた。 ○ プロジェクト研究の成果の一部が，厚生労働省通達やJIS規格の改正に向けての検討材料として活用された。		(理由及び特記事項) ・ 重要なプロジェクト研究が適切に進められている。 ・ プロジェクト研究の成果が、行政の通達等の改正に寄与している。 ・ 社会のニーズに合った課題に取り組み、2つの研究所の背景を活かした内部評価、それを踏まえた資源配分など工夫している。 ・ 幅広く取り組んでいるが、5年は長すぎるのではないかと考える。 ・ 研究、調査は労働現場や行政のニーズによく応え、activityも極めて高い。 ・ 研究成果を厚生労働省通達、JIS の改定に活用されていることは高く評価できる。 ・ プロジェクト研究に関して着実に成果をあげていることは認めるが、さらなる成果をあげるためにプロジェクト研究の年度ごとの内部評価結果の公開と、評価結果に基づくプロジェクト研究の改善方法について検討されたい。 ・ 計画を上回る成果をあげていると評価できる。 ・ 社会的ニーズの高まりから、メンタルヘルスへのさらなる取組みを期待する。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績		
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。 ＜別紙2省略＞		(2)基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。		(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙 2 に示す課題を実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。 ＜別紙 2 省略＞		(2) 基盤的研究 ・平成18年度計画において予定した16研究領域82研究課題の全てを実施した。また、平成18年度計画には記載されていない課題を1課題実施した。研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。研究成果と目標達成度を明記した研究報告書および各研究グループ長による総括が内部評価委員会に提出され、それらに基づいて基盤的研究として評価された。その結果を予算配分、実行計画に反映させた。 ・これらの内、清瀬地区(産業安全研究の32課題)では、研究所長／研究企画調整部首席／労災調査センター長／研究グループ長による5段階評価結果を、次年度の研究費の配分に反映させた。 ・川崎地区(労働衛生研究50課題)では、研究所長／研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐による5段階評価結果を、次年度の研究費の配分に反映させた。 ・「化学物質の有害性評価と試験基準に関する研究」、「放電により発生する電磁パルスの検出技術に関する研究」はプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究であり、研究成果は平成19年度から始まるプロジェクト研究に継続される。 ・以上は、基本的には基礎的、萌芽的研究であるが中には国際規格等の制改定に活用された研究もある。「多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究」で行った研究結果の一部は、ISO/TC108/SC4(2631-1)(全身振動の測定と評価)の改定作業を進めるための基礎データとして活用された。 ・また、中長期的な取り組みが必要とされる研究として職業疫学研究が行われている。現在研究所が保有するコホート集団の紙ベースデータ(30万人分の)を電子化している。今年度は新たに2万人分の電子化が終わり引き続き生存及び死因調査の準備を進めた。また「金属破断面解析のデータベース作成」に関する研究」も、中長期的な取り組みが必要とされる研究として取り組んでいる。 ＜添付資料10 プロジェクト研究と基盤的研究の概要＞		
評価の視点		自己評定		A		評 定		A
○ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。 ○ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ○ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。 ○ 効率的な研究への取り組みがなされているか。		(理由及び特記事項) ○ 内部評価会議で行政ニーズ対応性、社会的ニーズ対応性、研究計画の妥当性、研究成果などについて事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、効率的な研究を進めるように取り組んだ。 ○ 平成18年度に実施された基盤的研究の成果の一部は、19年度以降に開始されるプロジェクト研究に継続された。 ○ 内部評価の結果を研究計画の見直しと次年度の研究予算に反映した。 ○ 例えば清瀬地区では優良課題に対し次年度の研究費に追加配分をした。同様に川崎地区では評価結果に応じて全課題に対し段階的に配分を行った。 ○ 研究の成果は、多数が論文発表や学会発表等として所外で報告された。 ○ 疫学的研究等、中長期的な観点から評価する必要がある研究については、その進捗に応じた成果を適宜報告している。 ○ 基盤的研究の成果の一部が、ISO規格の改定等に活用された。		(理由及び特記事項) ・ 基盤研究からの発展が考慮されて研究が進められている点を評価する。 ・ 両地区を含んだ外部評価の対象として整備されたい。 ・ それなりに評価をあげているがもう一歩努力を期待する。 ・ 研究の activity は非常に高い。 ・ 基盤的研究の位置付けや実際の成果が、よい展開の芽が見られる。より一層の精査を期待したい。 ・ 成果は、計画を上回るものと評価できる。 ・ 研究成果をあげていることを認める。				

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。		3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。 					

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。		4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20％程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。		4 研究項目の重点化 中期目標期間中の基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数と比して約 2 割減少させ、プロジェクト研究に重点化を図ることを目的に当該年度の課題数を調整する。		4 研究項目の重点化 ・労働現場、行政、社会におけるニーズを考慮した結果、18年度スタートのプロジェクト研究に石綿のリスク評価に係る研究を追加実施した。 ・プロジェクト研究の重点化を進めるために基盤的研究の研究課題数を前中期目標期間平均数102課題に対し、18年度と19年度の平均数を75課題として約3割(26％)縮減を図った。	
評価の視点		自己評価		A		評 定	
○ 現行のプロジェクト研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、プロジェクト研究へ重点化されているか。 ○ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して 20％程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。		(理由及び特記事項) ○ 現行のプロジェクト研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等を精査し、その観点から基盤的研究を見直し、プロジェクト研究へ重点化した。 ○ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を計画的に調整し、前中期目標期間の年平均研究課題数に比して中期計画の目標値である20%を上回る26%の減少を図った。				(理由及び特記事項) ・適切に進められている。 ・さらに重点化を期待する。 ・中期計画に概ね合致している。課題数の減縮にあたっては、可及的公正に行うことを期待する。 ・こうした有機的な検討を評価したい。効率的な運営にとって重要な取組みである。さらなる検討を期待したい。 ・重点化目標の計画を上回る成果をあげている。 ・自己評価を妥当と認める。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績			
5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。		5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。		5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 これまでの両研究所の評価システムを再検討し、必要な改善を加え、全ての研究課題について内部研究評価を実施し、結果を内部進行管理及び当該年度以降の人事、予算等に反映させる。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、結果を内部進行管理及び当該年度以降の人事、予算等に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。		5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 ・所内規程を見直してより公平性、透明性、中立性の高い評価を実施した。個人業績評価結果は、研究予算配分、昇格等に反映させた。 ・清瀬地区(産業安全研究者37名)では、研究課題については研究所長／研究企画調整部首席／労災調査センター長／研究グループ長から構成される内部評価会議で5段階評価を実施し評価結果を次年度の予算配分等に反映させた。 ・川崎地区(労働衛生研究者57名)では研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐、研究領域長、所長の3段方式でプロジェクト研究、基盤的研究及び個人業績の各項目に対し5段階評価を実施した。この内、個人業績評価では①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献、及び⑤その他の総合評価の5項目による総合点が算出され、評価結果を次年度の昇格人事、予算配分(上記)等に反映させた。 (2) 外部研究評価の実施 ・旧2研究所の外部評価規程を統合し、安全・衛生の両分野の委員による外部評価会議(大学及び研究機関の研究者、企業経営者等の学識経験者25名の委員で構成)を平成19年3月2日(労働衛生分野の研究課題評価)及び3月9日(産業安全分野の研究課題評価)に開催し、プロジェクト研究課題に対する学際的視点も含めた事前、中間、及び事後評価を行った。 ＜添付資料11 平成18年度外部研究評価報告書＞ ・川崎地区では 19 年度実施のプロジェクト研究予算について、内部評価点及び外部評価点等に基づいて予算の増減を図った。なお、清瀬地区では外部評価会議での評価結果に基づいて、研究計画の見直し等を行った。 ・平成 17 年度の研究評価報告書を平成 18 年度に発行し、その要約版をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。 ＜添付資料12 平成17年度研究評価報告書 Web 版要約＞ ・平成 18 年度の評価結果は受理日より3 ヶ月以内に研究所のホームページに公表するために、結果の集計、編集等の準備作業を進めた。			
評価の視点		自己評定		A		評 定		A	
○ 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ○ プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 ○ 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3 ヶ月以内にホームページ等に公表したか。		(理由及び特記事項) ○ 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について内部研究評価を行い、その結果を研究計画の変更、予算配分など研究管理に反映させた。 ○ プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究計画の変更、予算配分の増減など研究管理に反映した。 ○ 外部専門家による評価結果及び対応状況について報告書をまとめ、期限内にホームページ等に公表した。				(理由及び特記事項) ・ 統合に伴う新しい評価システムの採用がされている。 ・ 内部評価はまだ2研究所で統一されていない。 ・ 内部評価も統一を急ぐべきである。 ・ 研究評価とその結果の反映の方法が統一的に行われるよう、さらなる努力が求められる。基礎的研究も何らかの方法で外部評価が行われるべきだ。 ・ 研究評価に基づく効果がどうなっているのか、示すことを望む。 ・ 第三者による事前、中間、事後評価は計画を上回る水準と判断する。 ・ 第三者評価を事前・中間で行っているが、主体が不明。外部評価報告書を見ると、これまで事後が主体でなかったかと思う。「事前」を重視して、研究目的を明瞭にすることを望む(結果だけだと評価しにくい)。			

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績			
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。		6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。		6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。		6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 ・25人の研究職員が、国内外の基準制定・改訂に係わる62の検討会等の委員として参画した。 ・「自動回転ドアの安全性」に関する日本工業規格(JIS A 4721)作成に関する貢献が認められ、研究職員が経済産業大臣表彰を受賞した。 ・手持ち可搬型動力工具の振動測定方法に係る JIS の策定委員会委員長として研究職員が尽力し、平成 18 年度中に 14 本の JIS が制定された。本 JIS は、厚生労働省で検討している振動工具のラベリング制度の基礎をなすものである。また、研究職員が委員として参画した ISO/TC146/SC2(作業環境大気の測定)において、ISO20552(気中水銀の測定)が策定・発行された。 ・国外の、ISO 本部の ISO 2631-1 の全身振動の測定評価の見直し検討の特別委員会の議長を務めた。 ・国内では厚生労働省及び環境省により設置された「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会(座長)」や、厚生労働省に設置された「振動障害の防止に係る作業管理のあり方検討会」に参画した。 ＜添付資料9 役職員の委員派遣等一覧＞			
評価の視点		自己評価		S		評 定		S	
○ 行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。 ○ 国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。		(理由及び特記事項) ○ 25人の研究職員が、ISOやJISを始めとする国内外の基準制定・改訂に関わる62の検討会等の委員として積極的に参加し、研究成果が反映された。 ○ 「自動回転ドアの安全性」に関する日本工業規格(JIS A 4721)作成に関する貢献が認められ、研究職員が経済産業大臣表彰を受賞した。 ○ 手持ち可搬型動力工具の振動測定方法に係る JIS の策定委員会委員長として平成17年度までに研究職員が尽力した結果、平成18年度中に14本のJISが制定された。 ○ ISO 2631-1 の全身振動の測定評価の見直し検討の特別委員会の議長を務め、当該分野における国際規格の見直しを主導した。 ○ 厚生労働省及び環境省により設置された「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会(座長)」や、厚生労働省に設置された「振動障害の防止に係る作業管理のあり方検討会」に参画し、行政が緊急に必要とする科学的知見を積極的に提供した。		(理由及び特記事項) ・研究成果を活かして社会への貢献が着実に行われている。 ・国内外の基準制定、改定への多大の科学技術的貢献をしている点は評価できる。 ・JIS に関する貢献など、社会ニーズに合致した貢献をしている。 ・自動回転ドア、石綿、振動は社会的ニーズが高いテーマと評価する。 ・この貢献は、活動性と機動性に富み優れている。 ・国内外の基準制定、改定に研究成果が反映され、活用されている点は唯一の研究所として高く評価できる。 ・成果の活用を戦略的に行おうとする意図がよく理解できた。 ・国内基準制改定への貢献は高く評価できる。 ・十分な成果をあげている。					

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書, その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を, それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。		(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して, 国内外の学会, 研究会, 事業者団体における講演会等での口頭発表, 原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告, 行政に提出する災害調査報告書, 労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回, 論文発表等 170 報程度を目標とする。		(2) 学会発表等の促進 国内外の学会, 研究会, 講演会等での口頭発表, 原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告, 行政に提出する災害調査報告, 労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回, 論文発表等 170 報程度を目標とする。		(2) 学会発表等の促進 ・平成18年度の論文発表等は241報, 講演・口頭発表等は388回であり, いずれも平成18年度計画に掲げた数値目標の1. 4倍, 1. 1倍となった。 ・論文発表等の内訳は, 原著論文83編, 原著論文に準ずる学会発表の出版物36編, 総説論文27編, 著書20編, 行政報告書等34編, その他の専門家向け出版物41編であった。 ・この内原著論文の8割は国際学術誌に掲載された。 ・研究職員が学術団体の学会賞を2件受賞した。 ＜添付資料13 役職員の研究業績等一覧＞	
評価の視点		自己評定		S		評 定	
○ 学会発表, 事業者団体への講演, 学術雑誌への論文発表, 行政に提出する災害調査報告書, その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ○ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。		(理由及び特記事項) ○ 論文発表数は年度計画目標数(170報)の1. 4倍と71報も多くなった。第1期5年間の中期目標期間の平均数と比べても1. 2倍と多かった。 ○ 特に原著論文の8割が国際学術誌に掲載された。また, 研究職員が学術団体の学会賞を受賞するなど, 論文の質も高い水準であった。		(理由及び特記事項) ・研究業績の伸びを評価する。 ・論文発表等の目標を大幅に上回っている点は評価できる。 ・原著論文の増加は、研究成果として大変重要な貢献である。 ・件数は目標以上だが、中身の充実が重要である。 ・原著論文の8割が国際学術誌に掲載されたことは、特に高く評価される。 ・論文発表が増大している。 ・多忙の中、研究員の努力に敬意する。 ・計画を大きく上回り、極めて高い水準にあると判断できる。		S	

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。		(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。		(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 平成17年度中における公表論文について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 平成17年度産業安全研究所年報と平成17年度産業医学総合研究所年報、安研ニュース、産医研ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 安研ニュース、産医研ニュースの統合版作成について検討する。 エ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。		(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ・統合研究所のホームページを作成し、平成17年度の研究成果データベースを公開した。 ・研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年4回発行)の全論文や「安研ニュース」(年6回発行)、「産医研ニュース」(年2回発行)の全文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。 ・研究所ホームページへの平成18年度のアクセス数は年間約154万件であった。(http://www.jniosh.go.jp/) ・平成17年度産業安全研究所年報及び産業医学総合研究所年報の発行作業を行った。 ・安研ニュースを4回、産医研ニュースを1回発行するとともに、研究所ニュースの統合版の作成に向けた検討を行った。 ・そのほか、特別研究報告JNIOSH-SRR-NO.34(2006)「産業リサイクル過程における爆発・火災災害防止に関する研究(最終報告)」, 技術指針JNIOSH-TR-NO.41(2006)「安全靴・作業靴技術指針」等を発行した。 ＜添付資料14 刊行物一覧＞ ・一般誌等に36件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。また新聞・テレビ等の取材に協力し、職員の研究等を紹介した。(16件) ＜添付資料13 役職員の研究業績等一覧＞ ・その他、研究所が主催する講演会等(安全衛生技術講演会, 労働衛生重点研究推進協議会シンポジウム等)で安研ニュース、産医研ニュースを広く配布した。	
評価の視点		自己評定		A		評 定	
○ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。 ○ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。 ○ 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。		(理由及び特記事項) ○ 調査研究の業績を研究所のホームページに公開した。 ○ ホームページ上での公開が要望されていた旧産業安全研究所の研究報告書(昭和27年以降)の全文を公開した。 ○ 安全靴の性能向上は目覚ましく、作業者からもより安全性の高い安全靴が求められていたため、これまでの研究成果に基づいて、新たに「安全靴・作業靴技術指針」を発行した。 ○ 調査研究の成果の一般誌等への積極的な寄稿を進めた。 ○ 研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図った。現在、統合版の発行への検討を進めている。				(理由及び特記事項) ・ 適切な進行状況と判断される。 ・ 統合した情報提供への取組みは評価できる。成果に期待したい。 ・ 統合後のホームページのリリースが平成18年9月～と遅れた（セキュリティの関係） ・ 研究所ニュースも統合が遅れた。 ・ 統合版はもっと早く作成されることを望む。 ・ 研究成果の情報発信への努力にも並々ならぬものが感じられる。 ・ 研究所ニュースの統合を早急に行い、研究者間等の交流等に寄与されたい。 ・ 研究成果情報が着実に発信されている。さらに産業界、社会のニーズを掘り起こすような情報の発信を期待する。 ・ 計画に沿った妥当な成果である。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績
(4) 講演会等の開催 調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等について検討する。 イ 4 月 19 日を産業安全研究所、4 月 23 日を産業医学総合研究所の一般公開日とし研究所の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 ・安全衛生技術講演会を平成18年10月5日に大阪市で、同10月6日に名古屋市で、同10月11日に東京都でそれぞれ開催し、「機械を安全に設計・管理するために ―機械安全の原則と技術-」をテーマとして3名の研究職員による講演を行うとともに、「現場に役立つ機械設備の安全方策とは」と題したパネル討論を行った。同様に、「長時間労働、働き過ぎによる疲労蓄積を防ぐ」と題する講演を実施した。企業等からの参加者は、全体で615名を数え、昨年度に比べ、8割の増加となった。 ＜添付資料15 労働安全衛生技術講演会開催報告＞ ・平成18年11月24日に労働衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、「産業社会の変化によってもたらされる労働生活と健康への影響について」及び「職場における化学物質管理:これまでの成果と将来の課題」をテーマとする研究所員を含む8題の講演と討論会を実施し、幅広い領域の労働安全衛生関係者への最先端の研究成果の普及を図った。また経済団体、労働組合、行政、及び代表的専門家によるパネルディスカッションを実施し、労働現場の最先端の問題と対応等を明らかにした。参加者は193名であった。 ＜添付資料6 シンポジウム抄録集＞ ・産業安全および労働衛生に関する研究情報の交換及び研究交流を目的とした、産業安全および労働衛生に関する国際シンポジウム(ISISH 2006: International Symposium on Industrial Safety and Health 2006)を10月3日から2日間にわたって開催し、国内から70名、国外から29名の参加があった。本シンポジウムは、労働安全衛生総合研究所および同所と国際研究協力協定を締結している海外の研究機関を中心に、産業安全および労働衛生に関する研究情報の交換及び研究交流を目的として開催されるシンポジウムで、当研究所から4名の研究職員が講演した。今回は、中央労働災害防止協会の支援により東南アジア諸国連合(ASEAN)の10カ国、21名の専門家を招待した。 ＜添付資料16 ISISH開催の案内と報告＞ ・平成18年9月22日に東京都で(財)日本粉体工業技術協会との共催により「粉体工業技術講演会」を、平成18年9月29日に高松市で四国地区電力需用户協会等との共催により「電気関係災害障害防止対策講習会」を、平成19年1月16日に札幌市で北海道大学との共催により「斜面崩壊に災害防止に関するシンポジウム」を、それぞれ開催した。参加者は、それぞれ、83名、90名、80名であった。 ・米国、フィンランド、英国、中国からの専門家を招き「有害物曝露評価」「人体振動」「温熱ストレス」「室内環境汚染」「水銀曝露」をテーマとする国際セミナーを川崎地区において5回開催した。 ＜添付資料17 国際セミナー一覧＞ ・一般公開を4月19日に清瀬地区(参加者数201名)、4月23日に川崎地区(同98名)で実施した。 ・清瀬地区においては初めて事前申し込みのいない自由見学方式を採用し、施設見学や公開実験等を実施した。アンケート調査(回収率83%)による参加者の感想は、「熱心な説明態度から、真面目な研究姿勢がうかがえた」「比較的地味な研究所ではあるが、業績と実績は十分に高いと感じた」など、好印象を持った見学者が多かった。 ・川崎地区においては、「アスベスト(石綿)の健康影響」及び「熱中症にご注意！」と題する講演、所内施設見学、体験コーナー、研究成果のパネル展示等を実施した。アンケート調査(回収率64%)の結果、非常によかった(33%)、よかった(57%)との回答が大多数を占め、「普段見ることのできない設備を見られて興味深かった」「わかりやすい説明で勉強になった」といった感想が寄せられた。 ＜添付資料18 一般公開プログラム＞ ・19年度の一般公開について、広報資料の共同作成等や双方の研究者の参画等を盛り込んだ実施計画を作成し、準備を進めた。 ・海外を含む企業、安全関連団体、学会等から申し込みのあった見学希望等に対して、その専門性等を考慮した対応プログラムを作成して柔軟に対応した。(国内14件、国外18件)

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
○ 研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 ○ 一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 ○ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ○ 講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。	(理由及び特記事項) ○ 安全衛生技術講演会、労働衛生重点研究協議会シンポジウム等全国規模の講演会を開催し、多数の参加者を得た。前二者の参加者数は前年度比で各1. 8倍と1. 5倍であった。開催回数は13回で、このうち他機関との共催は4回であった。 ○ 安全衛生技術講演会と産業安全および労働衛生に関する国際シンポジウム (ISISH)は前回まで産業安全分野のみで実施していたが、統合効果を活かして平成18年度より労働衛生分野の演題を加えることにより、より広範囲の参加者を得た。 ○ その他、米国、フィンランド、英国、中国からの専門家を招き「有害物曝露評価」「人体振動」「温熱ストレス」「室内環境汚染」「水銀曝露」をテーマとする国際セミナーを川崎地区において5回開催した(前年度は2回につき回数は2. 5倍増) ○ 研究所の一般公開を清瀬、川崎の2地区で行い、研究成果の紹介、施設公開等の公開方式に工夫、改善を加えて実施した(参加者数は299名で前年度の1. 2倍)。アンケート調査(回収率は2地区それぞれ83%, 64%)により、参加者が高い満足度を示したことが明らかになった。この結果は上記の主要な講演会でも同様であった。 ○ 国外と国内の多様な専門分野の要望に応じて、専門性と要望を考慮した随時の研究所見学を実施した(合計32件)。	(理由及び特記事項) ・ 参加対象の人数と幅を広げている点を評価する。 ・ 安全、衛生両者を含んだ講演会を各種精力的に実施している。両方が加わったことの利点が具体的に示されるとさらによい。 ・ イベントが多すぎる印象を受ける。研究者の負担が懸念される。 ・ 講演会等を通じて国内外との情報交流をよく進めている。 ・ 計画を大幅に上回る水準であると判断する。 ・ 活発な活動を評価する。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については，特許権等の知的財産権の取得に努めること。また，研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては，当該特許権の実施を促進するため，その全数について，積極的な公表を行い，知的財産の活用を促進すること。		(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに，研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては，特許流通データベースへの登録，研究所ホームページでの広報等により，当該特許権の実施を促進する。		(5) 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について，国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ，特許権の取得を積極的に進める。また，研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては，特許流通データベースへの登録や，研究所ホームページでの広報等により，知的財産の活用促進を図る。		(5) 知的財産の活用促進 ・所内規程の整備等により特許権の取得に取り組むとともに，清瀬，川崎両地区の責任者が定期的に意見交換を行い，支援体制の整備を進めた。 ・平成18年度は，新たに7件の特許査定を受け，特許登録総数は29件(うち，米国特許1件)，登録手続き中が2件となった。TLO(ヒューマンサイエンス技術移転センター)へ新たに特許業務を委託した発明は3件(うち特許出願2件，意匠出願1件)であった。 ＜添付資料19 特許出願，特許登録及び特許の実施状況＞	
評価の視点		自己評価		A		評 定	
○ 特許権取得がふさわしい研究成果について，特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また，これにより特許権を取得しているか。 ○ 実施予定のない特許権については，当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 ○ 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。		(理由及び特記事項) ○ 清瀬，川崎両地区の責任者が定期的に意見交換を行い，支援体制の整備を進めた ○ 新たに7件(前年度3件)の特許査定を受け，特許登録総数は29件(うち，米国特許1件)，登録手続き中が2件となった。TLO(ヒューマンサイエンス技術移転センター)へ新たに特許業務を委託した発明は3件(うち特許出願2件，意匠出願1件)であった。また，特許の実施許諾数は4件であった。				(理由及び特記事項) ・計画通りと判断される。 ・これまであまり重点が置かれていなかったが、当年度の積極的な取り組みを評価する。 ・一層の努力を期待する。 ・成果が見えはじめていることは評価できる。衛生領域での一層の取り組みを期待したい。 ・計画に合致した成果といえる。 ・一層の努力を期待する。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。		7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。		7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働者の健康障害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。 イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 ウ 災害調査への的確な対応 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等には、労働災害調査分析センターを中心として迅速、的確に対応する。		7 労働災害の原因の調査等の実施 ・新研究所に労働災害調査分析センターを設置し、清瀬地区、川崎地区の双方に担当職員を配置して、労働災害の原因の調査等を適切、かつ組織的に実施する体制を整備した。 ・労働災害の原因の調査等を、①災害調査、②刑事訴訟法に基づく鑑定等、③労災保険給付に係る鑑別、鑑定等、並びに④行政機関からの依頼調査等の四分類に整理して対応することとした。 ・平成18年度の実績は、①厚生労働省からの依頼及び研究の実施上必要があると研究所が判断した調査等に基づく災害調査が12件(平成17年度8件)、②労働基準監督署、警察署等からの依頼に基づく刑事訴訟法に基づく鑑定等が12件(平成17年度6件)、③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が12件(平成17年度0件)、④行政機関からの依頼調査等が「鹿島港におけるトウモロコシ荷揚げ作業のアフラキシシン曝露調査」の1件であった。ほかに、前年度から継続している案件として15件の災害調査を実施した。 ＜添付資料20 災害調査等の実施状況＞ ・これらの災害調査等の調査結果については、内部評価委員会等の場を活用して進行管理を図り、その迅速な報告の促進に努めた。平成18年度に実施した災害調査については12件中9件について、刑事訴訟法に基づく鑑定等については12件中10件について、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等については12件中7件について、それぞれ依頼先に調査結果等の報告を行っている。 ・厚生労働省を通じ、各都道府県労働局に対して、研究所の災害調査業務を積極的に活用するよう働きかけた。	
評価の視点		自己評定		S		評 定	
○ 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 ○ 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 ○ 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。		(理由及び特記事項) ○ 新たに労働災害調査分析センターを設置し、センター長を新任したことにより災害調査の依頼の受理、調査の実施、報告書の作成、送付に至る事務を一貫して組織的に管理する体制を確立した。 ○ 平成18年度の災害調査等の実績は37件(平成17年度14件)と、前年に比較して約2. 6倍に増加した。このほか、前年度に実施した災害調査案件15件について、継続して分析等を実施した。 ○ 災害調査等の調査結果については、内部評価委員会等の場を活用して進行管理を図り、その迅速な報告の促進に努めた。 ○ 厚生労働省を通じ、各都道府県労働局に対して、研究所の災害調査業務を積極的に活用するよう働きかけた。 ○ 災害調査等を対外貢献として高く評価し、災害調査に積極的に取り組めるようにした。 ○ 特定の職員に災害調査業務が集中し、業務量が過大とならないよう、担当者の決定の際に配慮した。		(理由及び特記事項) ・ 社会的意義が大きい業務が着実になされている。 ・ 労働災害の原因調査を活発に行い、行政支援に努めている。 ・ 社会貢献度の高い実質的成果である。 ・ 災害調査を対外貢献として高く評価したのはいいが、今まではどうだったのか、研究員の意識はどうか、明示していくことを望む。 ・ 労働災害調査分析センターが活発な活動を開始している点を高く評価する。 ・ 労働災害の原因調査が適切に行われている。 ・ 重要な取り組みである。体制作りの面並びに実績は秀逸である。 ・ 研究所の大きな柱のひとつであり、貢献度は大である。 ・ 活動は十分に評価できる。			

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績
8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1)労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直す。産業安全に関する研究戦略の策定に関して、中期計画に照らして検討を開始する。 ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 最先端の研究情報の収集と発信に係る刊行物の発行と配布 労働安全衛生に関する研究成果に係る刊行物を発行する。 労働衛生に関する研究成果に係る国際学術誌「Industrial Health」誌を年4回発行、配布する。 産業安全に関する特別研究報告、研究所技術指針を発行する。	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・振動障害予防等について厚生労働省安全衛生部へヨーロッパ連合発行のEU DirectiveのMachinery Safety Directiveおよび振動工具のラベリングの方法の検討のための資料を報告した。 ・石綿健康被害および救済に係る情報を厚生労働省および環境省へ報告した。 ・機械の包括的安全基準に関する技術情報を厚生労働省安全衛生部に報告した。 ・エレベータ事故に関連し、国内の事故事例等を厚生労働省安全衛生部に報告した。 ・ドイツにおける機械に関する安全規制の状況について厚生労働省安全衛生部に報告した。 ・化学物質の試験方法に係るGHSと国内法規(危規則)との対応について厚生労働省安全衛生部に情報提供した。 イ 労働衛生重点研究推進協議会 ・本協議会の第2期3カ年に入ったため、これまでの活動の総括を行うとともに、公開シンポジウムで重点研究3領域の課題の整理と研究の方向性を提示した。 ・また、当研究所の統合に伴い、協議会を労働安全衛生重点協議会として飛躍発展させ、さらに産業安全に関する研究戦略を策定すべく準備作業を開始した。 ウ 最先端研究情報の収集 ・最先端の研究情報の収集と発信、および研究振興の拠点として、国際情報・労働衛生研究振興センター(国際・研究振興センター)を設置し、これまで所内で分散処理されていた国際研究協力、情報収集発信、研究振興等の活動を集約一元化を図った。 エ 刊行物の発行と配布 ・国際学術誌 Industrial Health を年4回発行し、国内外の労働衛生の最先端の情報を120以上の労働衛生関係研究機関に提供した。 ・平成18年のIndustrial Health誌の投稿論文数は109編で過去3年連続して100編以上の投稿数が続いている。掲載論文数も97編で、平成14年49編、15年50編、16年59編、17年87編に比べて着実に増加している。掲載論文数の国別／地域別内訳は、欧米28％、アジア・オセアニア19％、日本(所外)35％、所内14％、その他の国4％であった。平成17年のインパクトファクターは0.74であり、前年の0.55より改善した。 ・J-STAGE(科学技術情報発信-流通総合システム/(独)科学技術振興機構)に、本誌第43巻(2005年)以降の全論文を提供することにより世界の代表的な医学論文データベースであるPub-Medをはじめ、ChemPortやCrossRefとのリンクにより全文の無料閲覧を実現させた。これらによりいっそう効率的な情報発信体制が確立した。 ・研究所の統合に当たりIndustrial Health 誌の編集長を務める理事長が本誌4月号の巻頭言で今後の労働安全衛生研究の一層の推進を図る旨の声明を世界に向けて発信した。 ・本誌の掲載論文数が増加しているので平成19年度から発行回数を年6回とすることとし準備作業を開始した。 ・編集委員会規定を改定するとともに、編集体制を大幅に刷新して安全分野も含めた国内外の著名な有識者を多数編集委員会メンバーに加えた。 ＜添付資料21 Industrial Health 関係資料＞ ・特別研究報告 JNIOSH-SRR-NO.34(2006)「産業リサイクル過程における爆発・火災災害防止に関する研究(最終報告)」, 技術指針 JNIOSH-TR-NO.41(2006)「安全靴・作業靴技術指針」等を発行した。 ・我が国初の労働安全衛生分野全般を対象とした和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行に向けた準備作業を行った。

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
- 労働安全衛生に関する国内外の技術，研究動向，制度等に関する調査を行い，関係機関に提供しているか。 - 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により，労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。 - 内外の最先端の研究情報を収集し，効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。 - 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。	(理由及び特記事項) - 国内外の安全衛生に係る技術・研究動向・制度等に関する情報を積極的に厚生労働省安全衛生部等へ報告した。 - 第2期の最終年度に入った労働衛生重点研究推進協議会の過去6年間の活動を総括した。さらに次年度から新たに産業安全重点研究を包括した労働安全衛生重点協議会を発足させるべく準備作業を開始した。 - 国際学術誌Industrial Health への掲載論文数が前年度の87編から97編へと増加した。4年前(49編)と比べると約2倍の増加数であった。 - この内以前は少なかった欧米からの掲載論文が全体の28%と大幅に増えている。 - また，最近3年間のインパクトファクターも0.55(H16年発行誌)から0.74(同H17年)，0.91(同H18年)へと向上している。 - 本年度は編集体制を順次刷新した。4月号(2号)で研究所の統合に当たっての抱負を巻頭言として全世界に発信した。3，4号では安全分野を含む内外の著名な専門家を多数編集委員に迎え入れた。さらに新たに「名誉編集委員」の編集委員区分を設け，本誌の継続的な発展に寄与した3名を任命した。 - Industrial Health 誌の論文掲載数の増加に対応するため，平成19年度から発行回数を年4回から年6回へと増やすことを決定し，準備作業を始めた。 - 我が国初の労働安全衛生分野全般を対象とした和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行に向けた準備作業を行った。	(理由及び特記事項) - 英文誌、和文誌の一層の充実を期待する。 - 衛生分野のみならず、安全分野への展開も準備している。和文誌の発行を計画している。 - Industrial Health 誌に欧米からの投稿が増え、インパクト・ファクターも向上しているなど、研究所としての国際的学術的成果として高く評価できると考える。衛生・安全統合の和文誌にも期待する。 - 学術誌等、積極的に取り組んでいる。 - Industrial Health 誌の無料閲覧を実現させ、さらに年間発行数を6回にすることを高く評価したい。労働安全衛生重点協議会と国際情報・労働衛生研究振興センターの発展に期待する。 - IndustrialHealth の論文数はもとより、インパクト・ファクターの向上を高く評価できるものである。なお、「労働安全衛生研究」誌の発行に期待したい。 - Industrial Health 誌の充実は評価できる。 - 海外からの評価も高く、成果は計画を大幅に上回るものと判断する。 - Industrial Health が、先進国研究者からどのように評価されているか。同誌の採択率が H18年は9割である。投稿された論文はそれだけ高いレベルにあるということか。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績			
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 国内外若手研究者等の受け入れ 研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 イ 他組織への支援 連携大学院制度により協定締結大学への支援を行う。要請があれば、研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を随時行う。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ・武蔵工業大学、神奈川工科大学、北里大学、および国立大学法人三重大大学との連携大学院協定を締結し、武蔵工業大学の大学院教授(併任)に1名、神奈川工科大学の客員教授に1名の研究職員が、同助教授に2名の研究職員が任命された。また北里大学の客員教授に5名、准教授に3名、国立大学法人三重大大学の連携教授に2名、准教授に3名の研究職員が内定した。 ・すでに連携大学院協定を締結している日本大学理工学部、国立大学法人長岡技術科学大学、国立大学法人大阪大学においては、研究職員がそれぞれ客員教授(1名)、客員助教授(2名)、客員准教授(1名)に引き続き任命された。 ・日本学術振興会の外国人特別研究員を1名受け入れた。 ・厚生労働科学研究費によるリサーチレジデントAを1名受け入れた。 ・16機関に対して11名の研究職員が非常勤講師等の支援を行った。 ＜添付資料9 役職員の委員派遣等一覧＞ ・大学等からの研修生29名を研究所に受入れ、若手研究者の育成をはかった。また若手研究者の受入に係る所内規程の検討を行った。 ・他組織からの要請に基づき、厚生労働省産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修の受入、JICA保健衛生管理セミナーの外国人研修員受け入れ、中災防JICOSHの「「職場改善(エルゴノミクス)」研修(2006.10)」における「物理的環境(振動・騒音)」の講義等を行った。			
評価の視点		自己評定		S		評 定		A	
○ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。		(理由及び特記事項) ○ 清瀬地区で武蔵工業大学、川崎地区で初めて神奈川工科大学、北里大学、および国立大学法人三重大大学の3大学との連携大学院協定を締結し、清瀬地区で既に協定を締結している3大学と併せて、延べ20名の研究職員が客員教授、准教授等として連携大学院制度を通じた若手研究者の育成に携わることとなった。 ○ その他、日本学術振興会外国人特別研究員、厚生労働科学研究費リサーチレジデントのほか大学等から研修生(29名)として、例年通り広く内外の若手研究者の受け入れを行った。 ○ また、大学に非常勤講師(11名)を派遣し、多数のJICAの外国人研修員や厚生労働省の産業安全専門官及び労働衛生専門官研修の研修員を受け入れる等、他組織への協力・支援を行った。		(理由及び特記事項) ・若手研究者の育成に積極的に取り組んでいる。 ・大学院生を受け入れることは研究所の活性化にもつながると考える。今後はこれらの成果の質にも期待したい。 ・学生の指導、育成のさらなる充実に期待する。 ・若手研究者の育成を目的とした、これらの人的交流が大きな流れとなっていくことを期待したい。 ・連携大学院協定の大学が増えているとともに、若手研究者の育成と研究所の研究の充実に反映されている。 ・大学等との連携は興味深い取り組みである。研究所発展の戦略としての連携を期待したい。 ・活動は計画を大幅に上回るもので、成果をあげていると判断する。 ・十分な努力を認める。					

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。 イ 研究交流会等 両研究所の客員研究員、フェロー研究員等を統一的に扱うため当該規程の見直しを図る。 ウ 客員研究員等との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 エ 大学、企業等の研究者との研究交流促進 非公務員化のメリットを活かし、大学・企業等の研究者との研究交流を促進する。 オ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。 また、20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。	(3) 研究協力の促進 ア-1 WHO協力センター ・WHO労働衛生協力センターへの再指定に向けた作業の一環として、イタリア及び日本で開催された同センター会議に参加し、第1期(2001-2005年)協力活動成果と第2期(2006-2010年)の協力活動計画を報告した。この結果、平成19年1月にWHOマニラ事務局長から厚生労働大臣に対し、当研究所をWHO労働衛生協力センターとして推薦する公式文書が発出され、厚生労働大臣がこれを承認し、再指定に向けて最終段階に至った。 ア-2 研究協力協定等 ・米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)、韓国産業安全保健研究院(OSHRI)、および中国海洋大学との研究協力協定を更新した。また、英国ラフボロー大学と研究協力協定を締結し、研究協力を開始した。 ・既に締結中の国外の研究機関とのものを含めて、研究協力協定に基づく以下の活動を行った。 米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH) ①手腕振動ばく露の急性影響評価に関する研究を実施し、人の手腕振動の生体応答を明らかにすることが出来た。この結果は、ISO/TC108/SC4の規格改正に貢献するとともに、世界の工具メーカーが人への振動の影響を低減するための工具設計に利用できるデータも提供することができた。 ②ステンレスヒューム中六価クロムの新規分析法の開発を目的として、米国NIOSHで調製した共通の試料を用いて、各機関がそれぞれ開発した方法および現行のISO法による分析結果の比較実験を実施した。H18年度の成果としては、JNIOSH側の分析方法についてプロトコルがほぼ確立した。 ③平成18年3月に米国NIOSHと共同で開催した「長時間労働に関する産医研－米国NIOSHシンポジウム」の成果を同年10月、Industrial Health, 44巻4号に総説(NIOSH側)と国別報告(NIIH側)として論文公表した。 韓国産業安全保健研究院(OSHRI) ①平成20年に開催予定の第18回世界労働安全衛生会議でのシンポジウム共同開催に向けて調整を開始した。②安全研究分野の研究状況について情報を交換し、今後の研究協力体制について検討した。 スウェーデン国立労働生活研究所(NIWL) 労働者の睡眠、疲労、心理社会的要因に関わる疾病休業とむりやり出勤の意義について、取得した調査データをともに検討した。またISOで提案されている温熱環境評価プログラムの相互利用のためにプログラム共同開発を行った。さらにヨーロッパ規格(ENV342)の評価法を用いて、標準防護服の温熱特性に関するサーマルマネキン間国際比較研究を開始した。 英国ラフボロー大学 多軸全身振動ばく露時の力知覚閾値に関する研究を行い、これまで得られていなかった多軸全身振動に関する振動感覚特性及び動的生体応答を明らかにすることが出来た。この結果は、ISO 2631-1の改定に貢献するとともに、腰痛低減のための座席などの設計のために、情報を与えることができた。 韓国ソウル産業大学 電気安全研究分野の研究状況について情報を交換し、今後の共同研究課題について検討した。 中国海洋大学 前年度の清瀬地区で実施した共同実験に基づく研究成果を論文として発表した。 イ 研究交流会等 ・旧安研のフェロー研究員制度と旧産医研の客員研究員制度を統合した所内規程を整備し、両者を統一した制度とした。 ・安衛研フェロー研究員として26名、安衛研客員研究員として10名を委嘱した。 ウ 客員研究員交流会等 ・平成19年3月14日(水)に客員研究員交流会を開催し、5名の客員研究員等(産業医、労働衛生工学専門家や研究者)から労働現場におけるニーズの高い課題に係わる報告が行われた。所内の研究員や客員研究員など50名が参加し、熱心に意見交換を行い、今後の共同研究の可能性について検討した。 エ 大学、企業等の研究者との研究交流促進 ・平成19年1月23日(火)に産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を川崎地区で実施し、産医大から6題、安衛研から安全分野を含む7題の研究発表が行われた。 オ 共同研究 ・研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は35%であった。 ＜添付資料7 客員研究員交流会開催案内＞ ＜添付資料2 2 産医大との研究交流会開催報告＞ ・産医研人体振動勉強会、職業性ストレス研究会、産業温熱研究会・体温研究会合同シンポジウム、遺伝子研究会、サッカード研究会、睡眠・ストレス研究会、反応安全に関するトピックスを研究討論する「新RSE研究会」を職員が主催・共催し、大学、企業等の研究者との研究交流を進めた。

評価の視点	自己評価	S	評 定	A
○ 大学・企業との共同研究，海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され，全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。 ○ 共同研究，客員研究員制度等の活用等により，大学，企業等との研究者の研究交流が促進され，毎年度少なくとも 20 人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。	(理由及び特記事項) ○ WHO労働衛生協力センターへの再指定に向けた活動が成果を挙げ，再指定に向けた最終段階に至った(公式な再指定は，本年度終了の9日後に実現した)。これにより労働安全衛生の世界的な研究ネットワークへ参加し，世界規模での情報の収集と発信をリアルタイムで行えるようになった。 ○ 新たに英国ラフボロー大学との研究協力協定を締結し，多軸人体振動の研究をスタートした。 ○ 旧2研究所の客員研究員制度とフェロー研究員制度を統合し，所外研究員との研究交流促進に向けた制度がさらに充実した。 ○ 研究所外との共同研究が占める割合は35%であり，中期計画で掲げた目標である15%を大幅に上回った。 ○ 外部機関との研究交流により，研究員の派遣22名，受け入れ29名を行い，目標数の20人を大幅に上回った。		(理由及び特記事項) ・ 今後の WHO COLLABORATING CENTER の具体的な活動に期待する。 ・ WHO、NIOSH との連携は特に評価できる。 ・ 海外との研究協力は多ければよいという発想ではなく、中身を吟味する必要がある。看護師の比較研究は好例である。 ・ 研究協力は多様なレベルで、極めて活発になってきたといえる。 ・ 外部機関との研究交流、協力協定により、共同研究の占める割合が増大している。 ・ 国際分野での研究協力の促進も顕著である。 ・ 研究協力の件数、内容ともに計画を大幅に上回るもので評価できる。 ・ 努力を評価する。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績			
9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開，個人情報等の保護等，関係法令の遵守を徹底するとともに，高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。		9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため，情報の公開を図り，個人情報，企業秘密等の保護を的確に行う。また，研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。		9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り，情報管理システムを維持する。 イ 研究倫理 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し，必要な審査・措置等を実施する。		9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 ・個人情報保護に係る外部研修会に職員を参加させるとともに，当該研修結果等を元に職員を対象とした所内研修会を実施した。また，個人情報保護に係る所内規程を整備した。 ・さらに，情報公開システムの整備に先立ち，研究所における情報管理ポリシーについて検討を進めた。 ・平成18年度における情報公開請求は1件であり，所内規程に基づき情報開示を行った。 イ 研究倫理 ・研究所統合に伴い研究倫理委員会に係る所内規程を更新し，また職員の研究倫理審査に対する理解を深めることを目的として，所内研修会3回を実施した。研究倫理審査委員会2回を開催し，計17件(新規申請5件，継続・変更申請12件)を審査した。なお，これらの内5件(新規申請1件，継続・変更申請4件)については迅速な審査を行った。 ウ その他 ・危険を伴う研究業務について安全衛生審査委員会を開催し，1件の所内審査を行い，適切な研究の実施に努めた。 ・職員が高い倫理観をもって公正で的確な業務運営を行うのに必要な所内規程の整備を進めた。特に社会的及び国際的に問題になっているセクハラ，パワーハラスメント，及びモビング防止のための規定を就業規則に入れ，川崎地区では業務責任者を任命した。 ・「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について」(平成18年11月28日付け18文科振第559号)を受け科学研究費補助金取扱規程を改訂するとともに，平成18年8月8日付けの「研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」中の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」の通知，平成18年11月14日付け「競争的資金の適正な執行に係る関係府省庁申し合わせの改正について」の通知，並びに平成19年2月15日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」への対応策の検討を始めた。 ・7月25日(火)に，白鷗大学畠中教授による労働安全衛生法の勉強会を実施した。			
評価の視点		自己評価		A		評 定		A	
○ 情報公開，個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し，運用しているか。 ○ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し，必要な審査・措置等を実施しているか。 ○ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性，法人の業務範囲，役員の職務と権限，職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。		(理由及び特記事項) ○ 個人情報保護に係る外部研修会に職員を参加させるとともに，職員を対象とした所内研修会を実施した。また，個人情報保護に係る所内規程を整備した。 ○ 情報公開請求に対しては，所内規程に基づき開示を行った。 ○ 旧2研究所の研究倫理委員会規程を一元化し，清瀬，川崎の両地区別に国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し，必要な審査・措置等を実施した。 ○ 研究倫理の公正で適確な業務運営を図るために，業務責任者を任命し，所内研修会を3回実施した。また月例の業務管理会議で業務責任者が業務運営状況を報告し，運営体制の確立と全所的な運営を推進した。 ○ 危険を伴う研究業務について安全衛生審査委員会を開催し，1件の所内審査を行い，適切な研究の実施に努めた。 ○ セクハラ問題のほか，法令・規則遵守，パワーハラスメント防止，モビング防止を担当するそれぞれ単独(川崎地区)の業務責任者を任命し，全所的な防止対策と広報活動を開始した。		(理由及び特記事項) ・ 適切な進捗状況と判断される。 ・ 当然ではあるが，情報保護や研究倫理に関する取組みが進んでいるようである。 ・ 目標に対し，妥当な水準である。 ・ 体制の整備を評価する。					

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。		第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。		第3 予算、収支計画及び資金計画		第3 予算、収支計画及び資金計画 ・平成18年度は、文部科学省科学研究費補助金11件(うち研究代表者10件)、厚生労働科学研究費補助金15件(うち研究代表者7件)、厚生労働省がん研究助成金1件、その他厚生労働省2件(いずれも研究代表者)、経済産業省地域新生コンソーシアム研究開発事業1件(分担研究者)の合計30件 104,937千円の競争的研究資金を獲得した。また、11件24,790千円の受託研究を獲得した。 ＜添付資料3 外部研究資金の導入＞ ・その他、施設貸与3件 552千円、著作権料2件 44千円、特許実施料4件 328千円等の自己収入を得た。	
評価の視点		自己評価	A			評 定	A
○ 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 ○ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。		(理由及び特記事項) ○ 競争的資金に積極的に応募し、文部科学省科学研究費補助金11件、厚生労働科学研究費補助金15件、厚生労働省がん研究助成金1件、その他厚生労働省2件、経済産業省地域新生コンソーシアム研究開発事業1件の合計30件(分担研究者としての獲得分を含む)、合計104,937千円の競争的研究資金を獲得した。 ○ 受託研究を11件(総額24,790千円)獲得した。 ○ 以上のほか、施設貸与3件 552千円、著作権料2件 44千円、特許実施料4件 328千円、講師謝金 5,833千円、雑益 2,859千円等の自己収入を得た。 ○ 特許実施契約4件のうち3件について特許収益があった。 ○ 研究刊行物の一部について複製権及び複製した著作物の頒布権を有償で実施した。				(理由及び特記事項) ・ 競争的資金の導入の努力を評価する。 ・ 競争的資金等の獲得に努力している。 ・ 前年と比較することが必要である。 ・ 競争的資金への挑戦、実績は顕著である。災害調査、プロジェクト 研究、基盤的研究等との調整は必要と考えられる。 ・ 高い水準の実績をあげていると判断できる。 ・ 十分に評価できる。研究成果が十分かどうか点検が必要である。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については,「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し,当該予算による運営を行うこと。		2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1)予算, 収支計画及び資金計画 ア 予算については, 別紙1のとおり。 イ 収支計画については, 別紙2のとおり。 ウ 資金計画については, 別紙3のとおり。 第4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給, 重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等, 偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供しようとするときは, その計画なし 第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修, 研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備		1 予算については別紙3のとおり。 2 収支計画については別紙4のとおり。 3 資金計画については別紙5のとおり。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290百万円 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給, 重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど, 偶発的な出費に対応するため。 第 5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修, 研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備		・平成18年度の予算, 収支計画及び資金計画は, 財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては, 業務の進行状況と予算執行状況を把握し, 適宜見直しを行った。 ・研究施設, 研究室の効率的な利用を促進する観点から, 機器等の使用状況, コスト, 及びそれに見合う成果について検討を行い, 高感度分析施設, 低温実験施設, 実験室等について, 運用計画や利用方法の見直し等の改善を図った。 ・その他, プロジェクト研究と基盤的研究の厳密な業績評価を行うことにより研究費の配分に反映させた。(再掲) ・経費削減の達成度については平成18年度の運営費交付金を充当して行う事業について, 人件費(退職手当を除く。)は予算額に対して94.29%, 一般管理費は予算額に対して96.55%, 業務経費は予算額に対して99.05%の執行となった。	
評価の視点		自己評価		A		評 定	
○ 経費削減の達成度はどのくらいか。 ○ 運営費交付金を充当して行う事業については, 中期目標に基づく予算を作成し, 当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ○ 予算, 収支計画及び資金計画について, 各費目に関して計画と実績の差異がある場合には, その発生理由は明らかになっており, 合理的なものであるか。 ○ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には, その発生理由が明らかになっており, 合理的なものであるか。		(理由及び特記事項) ○ 経費節減に努めた結果, 人件費(退職手当を除く)は予算額に対して94.29%, 一般管理費は, 予算額に対して96.55%, 業務経費は予算額に対して99.05%の執行となった。 ○ 研究施設・設備予算の内, 高感度分析施設の研究内容と測定技術の達成度を所内委員会, 所内研究発表会(テクニカル・ミーティング)等で見直し, 数年間の成果を客観的に評価した結果, 平成18年度末をもって施設の運用見直しを決定した。これにより電気代だけでも年間約470万円の節減が見込まれた。 ○ 同様に低温実験施設の使用状況がコストー研究成果関係の面から問題があり, 使用頻度と低温化のための運転コストを調べて使用計画を変更することとした。 ○ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し, 計画の範囲内で予算の執行ができた。 ○ 各費目に関して計画と実績の差異は, 年度計画に基づく経費の節減及び業務委託の一般競争入札の導入等により生じたものであり, 合理的な理由に基づくものである。 ○ 運営費交付金債務は, 計画に予定されていなかった退職者があったこと及び経費削減により生じたものであり, 合理的な理由に基づくものである。		(理由及び特記事項) ・計画どおりと判断する。 ・退職者の影響が少なくなるよう工夫が必要である。 ・一層の節減を期待する。 ・経費の節減努力を認めることができる。 ・努力の成果が認められる。 ・十分に努力している。			

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
		第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。 イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。 (2)常勤職員の数 調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。 (参考1)常勤職員数 期初の常勤職員数 121名 期末の常勤職員数 115名(上限) (参考2)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278 百万円		第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 新規研究員の採用に際しては公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。 (2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 121名 当年度末の常勤職員数の見込み 120名 (3) 当年度中の人件費総額見込み 1,086 百万円		第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 ・平成17年度中に採用が内定していた若手任期付研究員2名と労災調査センター長及び調査役を平成18年4月1日付で採用した。また、新たに公募により17名の応募者の中から、10月1日付で仮設建造物の専門家1名を、平成19年1月1日付で長年待望されていた放射線障害の専門家等の2名を若手任期付研究員として採用した。また、米国で業績を上げた脳生理学をベースとする睡眠研究者及び日本の国立大学大学院を卒業し国際的な業績のあるイラン国籍の生殖毒性研究者の2名を平成19年4月1日採用予定者として内定した。 ・なお、年度内に研究グループ首席，統括研究員，任期付研究員(2人)の4人がそれぞれ新設独立行政法人の動物実験室開設室長，大学の助教授，講師，大企業の研究員として退職した。 ・年度初の常勤職員数は118名であり，年度末の常勤職員数は119名である。 ・所内辞令として，新たに設けた安全，健康，環境の各研究領域に研究領域長を任命し，旧2研究所の完全な統合に向けて研究管理の刷新を図った。この内，環境研究領域長は平成18年4月に主任研究員から研究グループ長に昇任したばかりの研究業績と管理能力に優れた新進気鋭の研究者である。 ・同様に研究職員数の多い川崎地区の研究グループ長の補佐役として部長補佐（補佐）を任命し，各研究グループ，センター，研究企画調整部内の研究指導及び管理体制の充実化を図った。また研究職員57名中21名(37%)を研究グループの枠を超えた配置換えを行うことにより研究グループ間の統合化を進めた。また，清瀬地区が中心となって2地域にまたがっている人間工学・リスク管理研究グループの統合を進めた。 ・平成18年度における人件費の総額は1,034百万円で，平成18年度計画における当年度中の人件費総額見込み(1,086百万円)と比べて52百万円の節減となった。	
評価の視点		自己評価		S		評 定	
○ 人事に関する計画は，資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され，実施されているか。 ○ 人件費の実績が予算を上回った場合には，その理由は明らかになっており，合理的なものであるか。		(理由及び特記事項) ○ 19名の応募者から選んだ2名の若手任期付研究員を本年度4月に採用した。 ○ 本年度に実施した若手任期付研究員の公募により，17名の応募者の中から，仮設建造物の専門家，放射線障害の専門家等の3名を採用した。さらに，米国で業績を上げた脳生理学をベースとする睡眠研究者と日本の国立大学大学院を卒業し国際的な研究業績があるイラン国籍の生殖毒性研究者の2名を平成19年度4月1日付の採用予定者として内定した。 ○ 所内辞令として，新たに設けた安全，健康，環境の各研究領域に研究領域長を任命し，旧2研究所の完全な統合に向けて研究管理の刷新を図った。同様に研究職員数が多い研究グループに部長補佐を任命し，グループ内の研究指導と管理体制の充実化を図った。 ○ 平成18年度末には，常勤職員数目標を1名減で達成した。 ○ 本年度の人件費を見込みより5千2百万円ほど節減した。		(理由及び特記事項) ・優秀な人材の確保など積極的な人事採用を評価する。 ・組織整備、効率化をさらに進めていることを期待する。 ・人員刷新の成果を見守りたい。 ・統合と一元化による人員効率に、さらなる努力を望む。 ・計画に沿った人事が進んでいる。 ・計画を上回る成果をあげたと判断できる。 ・採用した若手研究員の成果が得られてから評価したい。能力見込みで最大評価はないと考える。			

労働安全衛生総合研究所 評価シート

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績																																									
		2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。 <table><tr><td>施設整備の内容</td><td>予定額 (単位： 百万円)</td><td>財源</td></tr><tr><td>屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修</td><td>1,920</td><td>施 設 整 備 費 補 助 金</td></tr></table>		施設整備の内容	予定額 (単位： 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施 設 整 備 費 補 助 金	2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、経年劣化の著しい屋上防水改修、電気設備改修、配管等爆発実験施設改修、非常電源装置、電子顕微鏡室について平成18年度中に改修工事を実施する。 <table><tr><td>施設整備の内容</td><td>措置年度</td></tr><tr><td>屋上防水改修</td><td>H18措置予定</td></tr><tr><td>電気設備改修</td><td>H18措置予定</td></tr><tr><td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td><td></td></tr><tr><td>配管等爆発実験施設改修</td><td>H18措置予定</td></tr><tr><td>超高サイクル疲労強度の解析施設改修</td><td></td></tr><tr><td>統合生産システム安全性検証施設改修</td><td></td></tr><tr><td>施工シミュレーション施設改修</td><td></td></tr><tr><td>非常電源装置改修</td><td>H18措置予定</td></tr><tr><td>電子顕微鏡室改修</td><td>H18措置予定</td></tr><tr><td>RI実験室改修</td><td></td></tr><tr><td>空調設備改修</td><td></td></tr><tr><td>低温実験室改修</td><td></td></tr><tr><td>人工環境室改修</td><td></td></tr><tr><td>渡り廊下改修</td><td></td></tr><tr><td>外壁防水塗装</td><td></td></tr><tr><td>耐震改修</td><td></td></tr></table>		施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18措置予定	電気設備改修	H18措置予定	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修		配管等爆発実験施設改修	H18措置予定	超高サイクル疲労強度の解析施設改修		統合生産システム安全性検証施設改修		施工シミュレーション施設改修		非常電源装置改修	H18措置予定	電子顕微鏡室改修	H18措置予定	RI実験室改修		空調設備改修		低温実験室改修		人工環境室改修		渡り廊下改修		外壁防水塗装		耐震改修		2 施設・設備に関する計画 ・平成18年度計画どおり、経年劣化の著しい屋上防水、電気設備、配管等爆発実験施設、非常電源装置及び電子顕微鏡室について当年度中に改修工事を実施した。電子顕微鏡室の改修に伴い、分析透過型電子顕微鏡及び透過型電子顕微鏡の更新も行った。 ・施設・設備の使用計画と使用状況について調査した結果を踏まえ、下記のとおり使用計画が変更された。 1) 新研究所の本部施設の部屋の配置と本部機能について、今後施設、機能の両面から旧2研究所の統合化を図るための実行計画が策定された。 2) 研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、機器等の使用状況、コスト、及びそれに見合う成果について検討を行い、高感度分析施設、低温実験施設、実験室等について、運用計画や利用方法の見直し等の改善を図った。	
施設整備の内容	予定額 (単位： 百万円)	財源																																													
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施 設 整 備 費 補 助 金																																													
施設整備の内容	措置年度																																														
屋上防水改修	H18措置予定																																														
電気設備改修	H18措置予定																																														
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修																																															
配管等爆発実験施設改修	H18措置予定																																														
超高サイクル疲労強度の解析施設改修																																															
統合生産システム安全性検証施設改修																																															
施工シミュレーション施設改修																																															
非常電源装置改修	H18措置予定																																														
電子顕微鏡室改修	H18措置予定																																														
RI実験室改修																																															
空調設備改修																																															
低温実験室改修																																															
人工環境室改修																																															
渡り廊下改修																																															
外壁防水塗装																																															
耐震改修																																															
評価の視点		自己評価		A		評 定		A																																							
○ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。		(理由及び特記事項)		○ 計画通り、屋上防水、電気設備、配管等爆発実験施設、非常電源施設及び電子顕微鏡室の改修を行った。		・ 必要な検討、対応がなされている。		(理由及び特記事項)																																							
		○ 旧2研究所の本部業務の統合と一元化を図るために、本部施設の特定化と管理部門の部屋の再配置の検討と策定作業が進められた。		○ 高感度分析施設の使用計画の変更を決定した(再掲)。		・ 努力はしているが、統合の成果をあげることを期待する。		・ 改修工事は予定どおり実施された。旧2研究所の統合に伴う施設、設備計画の策定を評価したい。																																							
		○ 低温実験施設の利用方法を変更し、維持コストの削減を図った(再掲)。		○ 病理実験室の使用計画の変更と粉じん実験室の使用変更(他の目的への転用)の検討を開始した(再掲)。		・ 計画通りに進んでいる。		・ 統合化と一元化への努力は高く評価できる。																																							
						・ 努力を評価する。																																									